○法務省告示第七十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十六年二月二十一日

法務大臣　谷垣　禎一

一　指定を受けた者

氏　名　トレイシー・アン・ウィリスキー

生年月日　千九百七十六年七月三日

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

連合王国において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第七十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十六年二月二十一日

法務大臣　谷垣　禎一

一　指定を受けた者

氏　名　安江　英行

生年月日　千九百四十九年九月三日

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

連合王国において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第七十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年二月二十一日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　クリストファー・ジェームス・コダマ

生年月日　千九百七十六年五月一日

○法務省告示第七十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、インドにおいて弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年二月二十一日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　イムラン・モハマド・カーン

生年月日　千九百八十六年四月五日

○厚生労働省告示第三十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第2に次のように加える。

1800　MR組合せ型ポジトロンCT装置

○厚生労働省告示第三十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に次のように加える。

1196　MR組合せ型ポジトロンCT装置

○厚生労働省告示第三十七号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十三条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に次のように加える。

242　MR組合せ型ポジトロンCT装置

○厚生労働省告示第三十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表四十一の項中「T〇六〇一―二―四〇」を「T〇六〇一―一」に改め、同表に次のように加える。

八百二十七	1　MR組合せ型ポジトロンCT装置	T〇六〇一―一 Z四九五一	患者に投与したポジトロン放射性医薬品の体内における分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出したポジトロンCT画像情報及び当該患者に関する磁気共鳴信号をコンピュータ処理した磁気共鳴再構成画像並びにこれらの画像を重ね合わせた画像及び補正等によりこれらの画像を重ね合わせた画像を診療のために提供すること。

○厚生労働省告示第三十九号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である社団法人和歌山県薬剤師会について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第三項の規定により、平成二十五年四月一日をもってその名称を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

変更前の名称	変更後の名称
社団法人和歌山県薬剤師会	一般社団法人和歌山県薬剤師会

○農林水産省告示第二百七十六号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第二条第二項の規定により農林水産大臣が指定する特定母樹を次のとおり指定したので告示する。

平成二十六年二月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

指定番号	樹木の名称	樹種	所在場所	所有者の氏名又は名称及び住所	本数（単位　本）
特定二十五―四十五	スギ九育二―百十	すぎ	熊本県合志市須屋二千三百二十番五	独立行政法人森林総合研究所九州育種場	二
特定二十五―四十六	スギ九育二―百三十六	〃	〃	〃	〃
特定二十五―四十七	スギ九育二―百三十七	〃	〃	〃	〃
特定二十五―四十八	スギ九育二―百三十九	〃	〃	〃	〃
特定二十五―四十九	スギ九育二―百六十二	〃	〃	〃	〃
特定二十五―五十	スギ九育二―百六十七	〃	〃	〃	〃
特定二十五―五十一	スギ九育二―百六十八	〃	〃	〃	〃
特定二十五―五十二	スギ九育二―百七十七	〃	〃	〃	〃
特定二十五―五十三	スギ林育二―百八十六	〃	〃	〃	〃